

公立大学法人設立基本計画書

法人の名称	公立大学法人 公立諏訪東京理科大学	設立団体名	諏訪広域公立大学事 務組合	事務所の所在地	長野県茅野市豊平字バチ山5000番地1		
法人の目的	この公立大学法人は、長野県諏訪地域における知の拠点として、工学と経営学の融合教育の継続を図りながら、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会及び経済に対応して、自ら将来を開拓できる主体性の確立した人材を育成するとともに、地域に一層貢献する大学として、地域産業及び文化の振興に取り組み、雇用の創出や若者の定着をもたらすことによって地域創生に寄与し、ひいては科学技術の発展や新しい産業の創出を通じて地域と我が国の将来の発展に貢献するために、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。						
設置校の内容	学校名	所在地	学部・学科名等	開設年度	入学定員	収容定員	備考
	公立諏訪東京理科大学	長野県茅野市豊平 字バチ山5000番地1	工学部 情報応用工学科 機械電気工学科	平成30年度	工学部 300人 大学院 工学・マネジ メント研究科 修士課程 15人 博士後期課程 2人	工学部 1200人 大学院 工学・マネジ メント研究科 修士課程 30人 博士後期課程 6人	
業務の範囲	(1) 大学を設置し、これを運営すること。 (2) 法人の人事管理、労務管理、財務管理、施設設備管理、広報等を行うこと。 (3) 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 (4) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 (5) 公開講座の開設その他の大学外の個人又は団体に対し学習の機会の提供をすること。 (6) 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進するとともに、産学官金連携を通じて、地域社会の発展に貢献すること。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。						
公告の方法	諏訪広域公立大学事務組合の事務所所在地 掲示場及び法人の事務所掲示場に掲示		解散に伴う残余財産の帰属に関する事項			諏訪広域公立大学事務組合に帰属させる	
法人の沿革	平成30年4月1日 法人設立予定						

役員等	学長選考会議	経営審議機関	教育研究審議機関
<p>理事長と学長との関係 (同・別)</p> <p>副理事長 1人 理事 5人 監事 2人</p>	<p>委員 定数 6人</p> <p>うち経営審議機関 定数 3人</p>	<p>委員 定数 10人</p> <p>〔理事長・副理事長・理事長が指名する理事又は職員・学外者〕</p>	<p>委員 定数 15人</p> <p>〔学長・副学長・学部長・教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者・学長が指名する職員・学外者〕</p>
<p>役員会等の設置の有・無</p>	<p>〔経営審議会を構成する委員(理事長及び副理事長を除く。)]の中から選出</p>	<p>審議事項</p>	<p>審議事項</p>
<p>(有・無)</p> <p>構成: 理事長 副理事長 理事</p>	<p>うち教育研究審議機関 定数 3人</p> <p>〔教育研究審議会を構成する委員(学長を除く。)]の中から選出</p>	<p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (3) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (4) 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (5) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程(法第45条に規定する会計規程をいう。)、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項 (6) 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (7) 大学、学部、学科その他の重要な組織の編成及び改廃に関する事項 (8) 職員の定数に関する事項 (9) 職員の人事の方針及び基準に関する事項 (10) 大学の定員の設定及び変更に関する事項 (11) 学生納付金の設定及び変更に関する事項 (12) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (13) 経営改革に関する事項 (14) 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項</p>	<p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項 (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項 (3) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項 (4) 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項 (5) 学則(大学の教育研究に関する部分に限る。))その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項 (6) 大学の教育研究組織の編成及び改廃に関する事項 (7) 教員の人事に関する事項 (8) 大学の定員の設定及び変更に関する事項 (9) 教育課程の編成に係る方針に関する事項 (10) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (11) 学生の入学、卒業又は教育課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 (12) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (13) 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項</p>
<p>審議事項</p> <p>(1) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。))についての意見(法人が法第78条第3項の規定により組合長に対して述べる意見をいう。以下同じ。))に関する事項 (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項 (3) 中期計画(法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。))及び年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。))に関する事項 (4) 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならない事項 (5) 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の編成及び改廃に関する事項 (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項 (8) 規程の制定及び改廃(法人の規程で定める軽易又は定例的なものを除く。))に関する事項 (9) 前各号に掲げる事項のほか、理事会が定める重要事項</p>			